内閣府食品安全委員会事務局評価課内

『「米のカドミウムの成分規格改正」の食品健康影響評価』意見募集担当 御中

「米のカドミウム成分規格改正」の食品健康影響評価に関する審議結果(案)について

日本生活協同組合連合会 組織推進本部 安全政策推進室 室長 鬼武 一夫 〒150-8913 東京都渋谷区渋谷 3-29-8 電話 03-5778-8109

今回、貴委員会が公表された「汚染物質評価書 カドミウム (第2版) (案)」(以下評価書案) に関して、以下の全体的意見を提出いたします。

(意見1)体制の拡充による評価のスピードアップが必要と考えます

カドミウムのリスク評価について、最初に貴委員会に要請があったのは 2003 年 7 月です。消費者の立場からは、最初の評価要請から 6 年余が経過して未だ何ら規制の進展がないことは遺憾です。貴委員会においては、リスク評価機関の責務として、今後は評価の速度を速めることとが望ましく、そのためには専門調査会および事務局の体制の一層の拡充が必要と考えます。

この間の経緯を整理すると、2003 年 7 月 1 日付けで、厚生労働省から貴委員会へ「食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保について」食品健康影響評価の要請があり、貴委員会は 2008 年 7 月 3 日に厚生労働省に対して「カドミウムの耐容週間摂取量を 7μ g/kg 体重/週とする」との評価結果を通知しています。

さらに本年2月9日付けで、厚生労働省から「米(玄米及び精米)のカドミウムの成分規格として、カドミウム及びその化合物にあっては、Cdとして0.4 ppm を超えて含有するものであってはならない」との成分規格の改正に伴う再度の評価要請があり、貴委員会は6月25日付けで評価書案を公表し、意見募集を開始しています。

現状でもカドミウム濃度が 0.4 ppm 以上 1.0 ppm 未満の米は非食用に処理されていることから、食品衛生法の規格が改正されても消費者が米から摂取するカドミウムの量が大きく変わることはないと推定されます。したがって、2回目の評価要請に対して、貴委員会が専門調査会の会合を開催し、一旦 EFSA(欧州食品安全機関)の評価について検討を行った上で評価書の第2版を取りまとめたことについては、妥当な判断であると考えます。

(意見2)本評価書全文を迅速に海外に公開し、国際的な耐容週間摂取量の議論に活用させるべきであると考えます

EFSA が本年 3 月にカドミウムについて耐容週間摂取量 $2.5\,\mu$ g/kg 体重/週という、JECFA(FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議)の現行の評価と異なる結論を公表したことから、今後、耐容週間摂取量に関する国際的な議論が一層促進されることが予想されます。

貴委員会は評価書案において耐容週間摂取量を JECFA と同じ 7μ g/kg 体重/週としていますが、その根拠は JECFA とは異なっており、また今回、EFSA の評価結果を踏まえた上で、敢えて日本がこれまでに採用した評価手法が妥当である旨判断したものと認識しています。一方、EFSA の評価書では、貴委員会が最も重要視した日本の2 つの論文(Nogawa ら(1989)および Horiguchi ら(2004))は reference として引用されておらず、両者の評価手法の考え方の隔たりは大きいと考えます。

このような状況では、本評価書の公表が日本語でのみ行われた場合、国際的には EFSA の評価だけが重視される可能性があります。今後、カドミウムのリスク評価手法について国際的論議を深めていくためには、本評価書全文をできる限り速やかに海外に向けて英文で公表し、日本のリスク評価機関がどのような根拠に基づいて評価を行ったのか、EFSA の評価結果を日本としてどう判断したかということに関して、明確に主張していく必要があると考えます。

以上